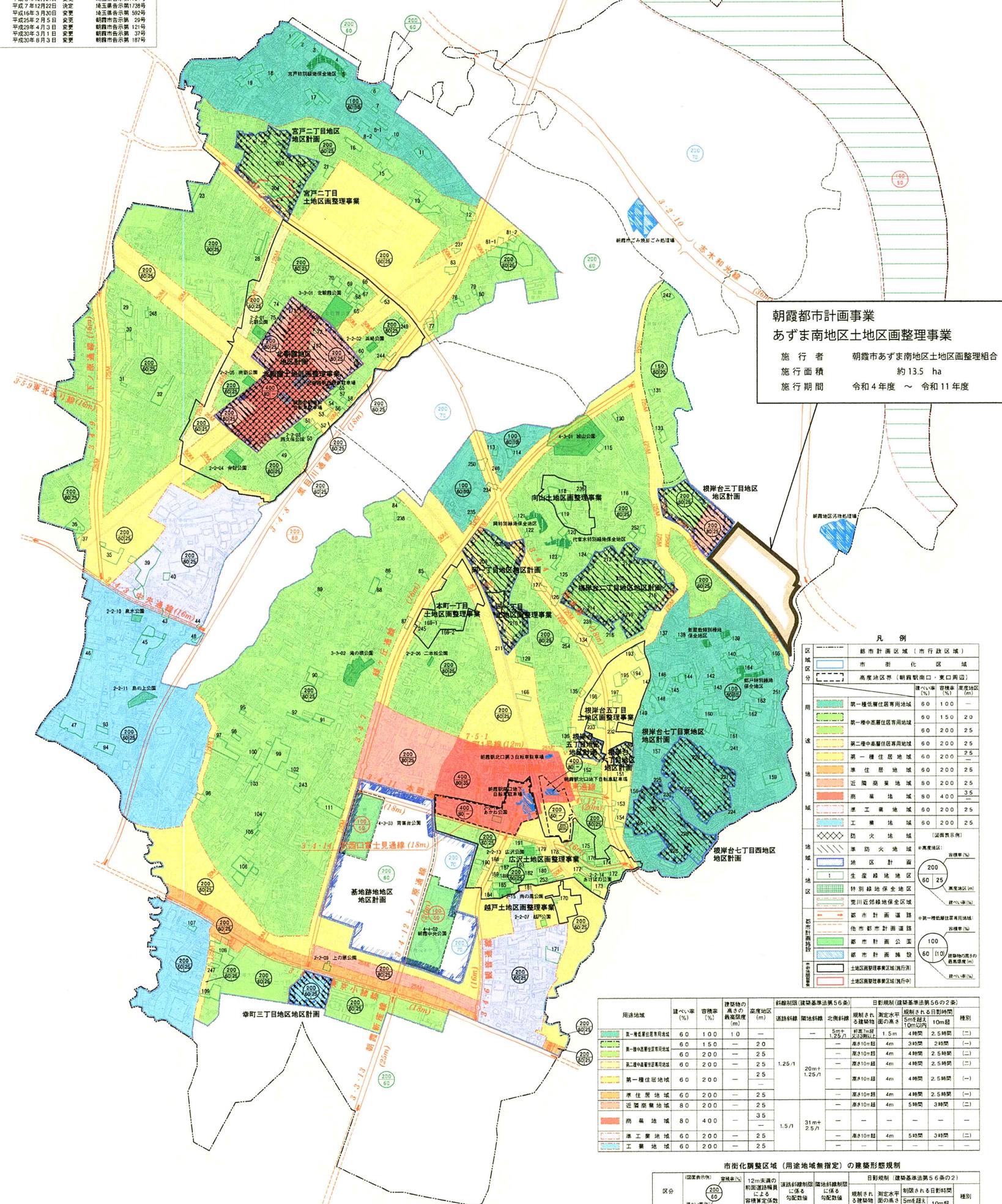


朝霞市都市計画図



- 朝霞市計画区域 (市行政区域) 面積1,638ha
- 区域区分 (市街化区域及び市街化調整区域)
- 昭和45年8月25日 当初決定 埼玉県告示第878号
 - 昭和59年12月26日 変更 埼玉県告示第1639号
 - 平成3年12月24日 変更 埼玉県告示第1753号
 - 平成8年3月28日 変更 埼玉県告示第522号
 - 平成10年11月27日 変更 埼玉県告示第1533号
 - 平成16年4月27日 変更 埼玉県告示第303号
 - 平成23年1月21日 変更 埼玉県告示第111号
 - 平成25年3月28日 変更 埼玉県告示第521号
 - 平成29年1月27日 変更 埼玉県告示第88号
- 用途地域
- 昭和44年1月16日 当初決定 埼玉県告示第71号
 - 昭和55年12月28日 変更 埼玉県告示第1840号
 - 平成3年1月18日 変更 埼玉県告示第62号
 - 平成3年12月24日 変更 埼玉県告示第1754号
 - 平成7年12月22日 決定 埼玉県告示第1738号
 - 平成16年3月30日 変更 埼玉県告示第562号
 - 平成25年2月5日 変更 朝霞市告示第59号
 - 平成29年4月3日 変更 朝霞市告示第121号
 - 平成30年3月1日 変更 朝霞市告示第37号
 - 平成30年6月3日 変更 朝霞市告示第187号



朝霞市都市計画事業
あずま南地区土地区画整理事業
 旅行者 朝霞市あずま南地区土地区画整理組合
 旅行面積 約13.5 ha
 旅行期間 令和4年度～令和11年度

凡例

区	朝霞市計画区域 (市行政区域)
市街化区域	市街化区域
市街化調整区域	市街化調整区域
用途地域	第一種低層住居専用地域 (60/100)
	第一種中層住居専用地域 (60/150/2.0)
	第一種中高層住居専用地域 (60/200/2.5)
	第二種中高層住居専用地域 (60/200/2.5)
	第一種住居地域 (60/200/2.5)
	第二種住居地域 (60/200/2.5)
	近隣商業地域 (80/200/2.5)
	商業地域 (80/400/3.5)
	準工業地域 (60/200/2.5)
	工業地域 (60/200/2.5)
防火地域	防火地域 (消防法第36条)
準防火地域	準防火地域 (消防法第36条)
地区計画	地区計画 (都市計画法第136条)
生産緑地地区	生産緑地地区 (都市計画法第137条)
特別緑地保全地区	特別緑地保全地区 (都市計画法第138条)
緑川近郊緑地保全地区	緑川近郊緑地保全地区 (都市計画法第139条)
都市計画道路	都市計画道路 (都市計画法第140条)
市街計画道路	市街計画道路 (都市計画法第141条)
都市計画公園	都市計画公園 (都市計画法第142条)
都市計画施設	都市計画施設 (都市計画法第143条)
土地区画整理事業区域 (施行済)	土地区画整理事業区域 (施行済) (都市計画法第144条)
土地区画整理事業区域 (施行中)	土地区画整理事業区域 (施行中) (都市計画法第144条)

市街化調整区域 (用途地域無指定) の建築形態規制

用途地域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	建築物の高さの最高限度 (m)	高度地区 (m)	道路斜率 (道路斜率)	北側斜率	日影規制 (建築基準法第56条の2)	日照時間 (日照時間)	種別
第一種低層住居専用地域	60	100	10	—	—	—	—	—	—
第一種中層住居専用地域	60	150	—	2.0	—	—	—	—	—
第一種中高層住居専用地域	60	200	—	2.5	—	—	—	—	—
第二種中高層住居専用地域	60	200	—	2.5	1.25/1	—	—	—	—
第一種住居地域	60	200	—	2.5	—	—	—	—	—
第二種住居地域	60	200	—	2.5	—	—	—	—	—
近隣商業地域	80	200	—	2.5	—	—	—	—	—
商業地域	80	400	—	3.5	—	—	—	—	—
準工業地域	60	200	—	2.5	1.5/1	—	—	—	—
工業地域	60	200	—	2.5	—	—	—	—	—

市街化調整区域 (用途地域無指定) の建築形態規制

区分	容積率 (%)	高さ制限 (m)	道路斜率 (道路斜率)	北側斜率	日影規制 (建築基準法第56条の2)	日照時間 (日照時間)	種別
第一種低層住居専用地域	50	100	—	—	—	—	—
第一種中層住居専用地域	60	200	0.4	1.25/1	—	—	—
第一種中高層住居専用地域	60	200	0.6	1.5/1	—	—	—
第二種中高層住居専用地域	70	200	—	—	—	—	—

注意
 1. この都市計画図に表示された都市計画は、変更することがありますので、使用にあたってはご注意ください。
 2. この都市計画図に表示された地域、地区、都市計画施設等の境界は、その図面を示すもので、詳細については朝霞市まちづくり推進課に当たってご確認ください。

※市街化調整区域計画では、建ぺい率/容積率を別途定めてあり、その中で記載してあります。